

第2回幕別町議会臨時会

議事日程

平成27年第2回幕別町議会臨時会
(平成27年7月31日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
16 中橋友子 17 藤谷謹至 18 乾 邦廣
- 日程第2 会期の決定 7月31日（1日間）
（諸般の報告）
- 日程第3 議案第61号 平成27年度幕別町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第4 議案第62号 工事請負契約の締結について
（幕別町新庁舎建設工事（地中熱ヒートポンプ設備））
- 日程第5 議案第63号 工事請負契約の締結について
（幕別町民プール屋根改修工事）

会議録

平成27年第2回幕別町議会臨時会

- 1 開催年月日 平成27年7月31日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 7月31日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 若山和幸 7 小島智恵 8 野原恵子 9 田口廣之 10 谷口和弥
11 小川純文 12 岡本眞利子 13 寺林俊幸 14 東口隆弘 15 千葉幹雄
16 中橋友子 17 藤谷謹至 18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 田村修一 総 務 部 長 菅野勇次
会 計 管 理 者 原田雅則 教 育 部 長 山岸伸雄
民 生 部 長 境谷美智子 経 済 部 長 田井啓一
建 設 部 長 須田明彦 企 画 室 長 細澤正典
札 内 支 所 長 羽磨知成 忠類総合支所長 伊藤博明
企 画 室 参 事 山端広和 総 務 課 長 武田健吾
地 域 振 興 課 長 小野晴正 糠 内 出 張 所 長 阿部麗子
生 涯 学 習 課 長 湯佐茂雄 町 民 課 長 山本 充
都 市 施 設 課 長 笹原敏文
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
16 中橋友子 17 藤谷謹至 18 乾 邦廣

議事の経過

(平成27年7月31日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

- 議長（芳滝 仁） ただ今から、平成27年第2回幕別町議会臨時会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

- 議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に16番中橋議員、17番藤谷議員、18番乾議員を指名いたします。

[会期の決定]

- 議長（芳滝 仁） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日1日間と決定いたしました。

[付託省略]

- 議長（芳滝 仁） お諮りいたします。
日程第3、議案第61号から日程第5、議案第63号までの3議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思えます。
これに、ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。
したがって、日程第3、議案第61号から日程第5、議案第63号までの3議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

- 議長（芳滝 仁） 日程第3、議案第61号、平成27年度幕別町一般会計補正予算第4号を議題といたします。
説明を求めます。
川瀬副町長。
○副町長（川瀬俊彦） 議案第61号、平成27年度幕別町一般会計補正予算第4号につきまして、ご説明を申し上げます。
今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ4,668万9,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ169億7,824万7,000円と定めるものでございます。
補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

4 ページになります。

「第2表 地方債補正」でございます。

はじめに追加でございますが、「札内防災備蓄倉庫整備事業」、130 万円を限度額といたしまして、地方債を追加するものであります。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表のとおりであります。

次に変更でございますが、「臨時財政対策」につきまして、限度額の変更を行うものであります。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

6 ページをお開きいただきたいと思います。

8 款土木費、3 項都市計画費、4 目都市防災施設整備費 4,668 万 9,000 円の追加でございます。

防災まちづくりの拠点施設として整備を計画しております、札内福祉センターの改築に要する費用であります。

現在の札内福祉センターは、昭和 49 年 4 月に竣工し、本年 4 月で築後 41 年が経過しております。

平成 24 年度に実施いたしました耐震診断では、震度 6 強以上の大規模な地震が発生した場合、崩壊又は倒壊の危険性があり、施設の安全性が十分に確保されていないという診断結果でありました。

加えて、築後の経過年数に伴う施設自体の老朽化もありますことから、改築に向けた検討を重ねてきたところであります。

これまでの間、施設利用者や各種団体等に対するアンケート調査の実施、ワークショップの開催やアイデア・意見の募集を行うなど、広く町民の皆さんからご意見をいただき、また議会の皆さんとの協議を踏まえまして、改築に関する基本的な事項を整理いたしました「改築整備方針」を平成 26 年 5 月に策定し、本年 3 月には、施設機能や敷地の利用計画など設計業務を行うための条件を整理した「改築基本計画」を取りまとめたところでございます。

また、今年度におきましては、先の全員協議会でもご説明申し上げましたとおり、改めて各種団体を中心に、札内福祉センターの改築に対しますご意見、ご理解を得るためのお時間をいただき、7 月 15 日までに、子育て支援センターの利用者のほか、民生委員児童委員協議会や老人クラブ連合会など 18 団体、延べ 101 人の方々と意見交換を行ったところです。

意見交換では、集会室における舞台の設置や授乳室の配置、室内で子供が自由に遊べるスペースの確保といった意見・要望が寄せられました。

また、カフェスペースのあり方につきましても、運営の意向がある団体との協議を進めるべく、現在調整を行っているところであり、防災拠点としての施設機能と合わせまして、寄せられたご意見等を踏まえた上で、今後の実施設計の過程において慎重に検討をしまいたいと考えているところであります。

つきましては、今回の意見交換等を通じて、改めて町民の皆さんのご意見とご理解を確認させていただくことができましたことから、この度、改築に伴う関連予算を計上させていただくものでございます。

はじめに、8 節報償費についてでございますが、実施設計の過程において、大学の教授等に協力を得て、改築に関する専門的な見地から助言をいただくため、「改築アドバイザー」の謝礼を追加するものであります。

次に、13 節委託料でございますが、細節 7 につきましては、札内福祉センター敷地内に整備を計画しております「備蓄倉庫」の実施設計委託料を追加するものであります。

細節 8 は、札内福祉センターの実施設計委託料を追加するものであり、細節 9 につきましては、地中熱ヒートポンプの導入に向けた、熱応答試験の委託料を追加するものであります。

細節 10 につきましては、外構の実施設計委託料を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5 ページにお戻りをいただきたいと思います。

11 款、1 項、1 目地方交付税 21 万円の追加でございます。

普通交付税の追加であります。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、4 目土木費補助金 965 万円の追加でございます。

防災まちづくり拠点施設として整備を行う「札内福祉センター実施設計委託料」等に対する国からの交付金であります。

22 款、1 項 町債、6 目土木債 130 万円の追加でございます。

札内防災備蓄倉庫整備事業に係る追加であります。

次に、8 目臨時財政対策債 3,552 万 9,000 円の追加でございます。

普通交付税の財源不足を補うため、市町村みずからが地方債を発行いたしまして補填するものであります。

なお、元利償還金につきましては、後年次に全額交付税措置されることとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 61 号、平成 27 年度幕別町一般会計補正予算第 4 号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 62 号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 62 号、工事請負契約の締結につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書 1 ページをお開きいただきたいと思います。

契約の目的につきましては、幕別町新庁舎建設工事（地中熱ヒートポンプ設備）であります。

契約の方法、契約の金額、契約の相手方についてであります。平成 27 年 7 月 22 日、笹原・原経常建設共同企業体、三洋・幕別・一成経常建設共同企業体、森・菅・森本経常建設共同企業体の 3 社により指名競争入札を執行いたしましたところ 5,940 万円をもちまして、笹原・原経常建設共同企業体が落札することになりましたので、同企業体の代表であります、中川郡幕別町錦町 65 番地、株式会社笹原商産代表取締役、笹原早苗氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、予定工期につきましては、平成 28 年 3 月 18 日までの工期を予定いたしております。

新庁舎の建設にあたりましては、基本方針の一つに「省資源や省エネルギーに対応した経済的で維持管理のしやすい環境に配慮した庁舎」を掲げていることから、暖房の主な熱源に地中熱を活用することとし、再生可能エネルギーを活用した経済的で環境に優しい暖房システムとして地中熱ヒートポンプを導入することとしたものであります。

地中の温度は年間を通じて安定していると言われており、地中熱ヒートポンプは、その安定した地中の温度を利用するもので、複数のボーリングによりその熱を取り出し、圧縮することによって高温高压に変換し、暖められた熱を暖房として利用するという原理であります。

議案説明資料の 1 ページをご覧くださいと思います。

はじめに、中央から右側にかけて新庁舎の建物本体を中心とした平面図を示してあります。

建物の北側、図面上は上側になりますが、黒い四角が4箇所記載されております。

また、建物の西側、図面上は左側になりますが、黒い丸印が12箇所記載されております。

これらにつきましては、右上の凡例に記載されているとおりであり、黒い四角が1階ロビーの床暖房用となる地中熱交換器を地中に設置するための場所を示しており、黒い丸印が1階及び2階の事務室の空調用となる地中熱交換器を地中に設置するための場所を示しております。

次に、左側に地中熱交換器の断面図を示しておりますけれども、床暖房用については深さ80mのボーリングを行い、事務室の空調用については85mのボーリングを行い、それぞれその中にパイプ状の地中熱交換器を設置して、そのパイプの中で不凍液を循環させながら地中の熱を取り出すものであります。

次に2ページをご覧ください。

はじめに、右側の床暖系統につきましては、1階ロビーの床暖房用の地中熱設備系統図を示したものであります。

地中の熱を採熱した不凍液を配管により室内に取り込み、それを圧縮するためのコンプレッサーをはじめとした関連機器によって暖房を図ろうとするものであり、これらの関連機器につきましては、1階の機械室に配置することになります。

次に、左側の空調系統につきましては、事務室の空調用の地中熱設備系統図を示したものであります。

こちらも同様の原理であり、関連機器につきましては、3階の機械室に配置することになります。

工事概要につきましては、地中熱交換器及び熱源機器の設置並びに関連配管工事等を行うものであります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第62号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第63号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件については、藤原孟議員に直接の利害関係がある事件であり、その議事に参与できないため、地方自治法第117条の規定によって、藤原孟議員の退場を求めます。

暫時休憩いたします。

10：13 休憩

10：13 藤原議員退場

10：14 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、議案第63号、工事請負契約の締結について説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第63号、工事請負契約の締結につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書 2 ページをお開きいただきたいと思います。

契約の目的につきましては、幕別町民プール屋根改修工事であります。

契約の方法、契約の金額、契約の相手方についてであります。平成 27 年 7 月 22 日、藤原工業株式会社、加藤建設株式会社、株式会社大野建設、株式会社萬和建設の 4 社によりまず指名競争入札を執行いたしましたところ 6,013 万 4,400 円をもちまして、藤原工業株式会社が落札することになりましたので、同社の代表であります幕別町旭町 91 番地、藤原工業株式会社代表取締役、藤原治氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、予定工期につきましては、平成 28 年 1 月 15 日までの工期を予定いたしております。

幕別町民プールにつきましては、建設後 22 年が経過しており、近年は屋根の膜材の劣化が原因で亀裂や破損が生じるようになり、適宜補修をしてきたところであります。今後に向けてプールを安心・安全、かつ安定的に利用できるようにするために、このたび膜材を全面交換する内容の改修工事を実施するものであります。

議案説明資料の 3 ページをご覧くださいと思います。

改修する屋根の平面図と断面図を示しております。

はじめに、上段の平面図につきましては、屋根面を上空から見た状態の図面であり、上が北、下が南の方角になります。

南北の太いラインが梁で、その間に格子状の骨組みがあり、この上に膜材が張られることとなります。工事の施工にあたりましては、既存の膜材をすべて撤去し、黒の三角で示しております膜材分割ラインに基づきまして、大きく 3 枚に分けた膜材を製作し、設置することとなります。

次に、右側の断面図 1 につきましては、南北の断面図であり、東側から西向きに見た図面となります。

また、断面図 2 につきましては、東西の断面図であり、北側から南向きに見た図面となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○16 番（中橋友子） 新しく設置された場合の耐用年数についてお伺いしたいと思います。

かなりの高額のコストがかかっておりまして、これまでもこういう膜張りの屋根を取り入れてやってきたわけですが、今回張り替えることによってまた長く使っていけるようになると思うのです。

しかし大局的に見ましたら、屋根のあり方っていいですかね、こういう方法がはたして良いものかどうか、経費的にどうなるのかということも検討を必要とすると思いますので、耐用年数を伺いたいと思います。

また、この梁ですとか骨とかというのは、元の物を使用してというふうを考えるのですけれど、その点もご説明お願いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（湯佐茂雄） 今の耐用年数の関係でございませぬけれども、これにつきましては気象条件等にもよるかと思ひますけれども、決められた耐用年数は特にございませぬが、15 年ほどはもつと聞いております。以上でございます。

○議長（芳滝 仁） 都市施設課長。

○都市施設課長（笹原敏文） 工事内容につきましてはこちらの図面にありますとおり、既存の骨組みを活用した、骨組みの上に張っていくという内容になっているものであります。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○16 番（中橋友子） 15 年ということになりますと、6 千万円かけて 15 年間もつということでは決して長くはないと思うのですよね。

プールも、こういった梁を、テントを、膜を使うやり方とそうじゃないやり方とありますよね。

そういう時にトータルでみた時の対比、どちらが持つかというようなことも検討が必要ではなかったかと思いますが、そういうことも検討されたのでしょうか。

それと、これまでは22年もたれたということで確認していいですか。

それで今回は15年、若干短くなってますけれども、その辺は何かありましたか。

○議長（芳滝 仁） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（湯佐茂雄） 確かに以前のやつは22年もったということでございますけれども、先ほど言いましたとおり、気象条件等によって若干前後するところであると思います。

それと今回はなぜ、シートといいますか、膜材かということなんですけれども、基本として今の躯体の状況で仮に膜でなくて普通の屋根を掛けるとなるとですね、躯体自体の補強もしていかなければならないということで、かなり経費がかさむということで、今の6千万なにがしのですね、普通の屋根を掛けた場合、倍以上程度はかかるのではないかと。

あと採光の関係がありますので、室温の関係とか維持費の関係がかなり膨らんでくるだろうということで、前の当時のといたしまして、今の膜材を利用したということでございます。

○議長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） ほかに質疑はなしと認めます。

お諮りいたします。

議案第63号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

10：21 休憩

10：22 藤原議員入場

10：22 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[閉議・閉会宣告]

○議長（芳滝 仁） 以上をもって、本臨時会に付議されました事件は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成27年第2回幕別町議会臨時会を閉会いたします。

10：23 閉会